

お寄せ頂いたご意見について

前回発行した「あいの里グリーンレター2号（10月発行）」をご覧になった167名の方からお寄せ頂いたご意見については、以下のような傾向になりました。

＜問題＞

・落葉で困っている	50件
・樹木で暗い	50件
・迷惑な樹木	33件
・カラス等の生き物	33件
・倒木等の危険性	25件
・うっそう・過密	23件
・防犯対策	22件

＜要望＞

・剪定してほしい	47件
・間引いてほしい	25件
・保全・最小限の手入	24件
・植樹してほしい	20件

具体的なご意見（抜粋）

＜問題＞

落葉で困っている

- ・日当たりが悪く、木の葉や種が屋根のダクトや庭の周辺に落ち、芽が出て大変。
- ・落葉が庭、屋根に貯まり、年々老いる私の手に負えません。

樹木で暗い

- ・樹木が成長したため、緑道内の街路灯では道路まで照らせなくなっている。
- ・南方向の樹木が高く混み合い、日陰をつくります。木は市民の大切な財産とされる方もいますが、これでは日陰の被害を受けている一握りの私たちはどうなるのか。

迷惑な樹木

- ・シラカバ花粉症は札幌の風土病とも言われています。シラカバは減らしていく方向にした方が良いと思います。

カラス等の生き物

- ・樹木の成長とともにカラスが生息するようになり、春先になると、子供・幼児及び歩行者に害を加え、そばを歩けない状況となります。

倒木等の危険性

- ・木が高過ぎるので台風等による倒木があると、家屋への甚大な被害が懸念されています。

うっそう・過密

- ・緑道が混み過ぎていて樹影が濃く、住宅地近をうっそうとした雰囲気になっている。

防犯対策

- ・街灯があるのに木の葉で隠れてしまったり、木が多いため見通しが悪く、防犯面が心配です。

＜要望＞

剪定してほしい

- ・電線に絡む枝が、台風の時にはとても心配なので、景観も大切にしながら、樹木の剪定をする必要があると思います。
- ・高さなど思い切った剪定を希望。落葉の時期には庭や二階の物干し場が大量の落葉に覆われて除去が大変。

間引いてほしい

- ・過去に何度か枝払いをして頂いていますが、あまり効果がありません。秋の落葉はものすごいです。間引きして欲しいと思っています。

保全・最小限の手入

- ・あいの里の魅力は何とんでも森と林とそれを育む北海道の自然であることの意味を崩さないようにお願いします。

植樹してほしい

- ・公園等の（道路を含む）の樹木が枯れて切られたので補植をして下さい。

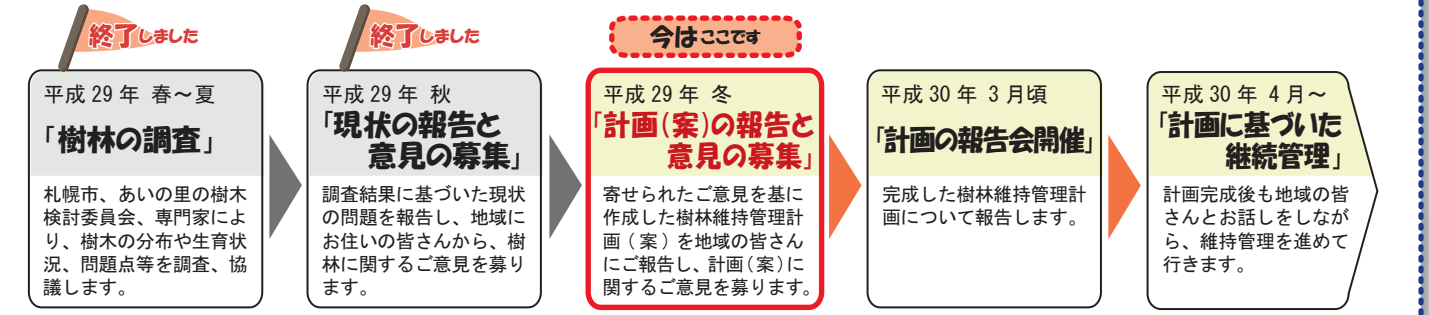
「あいの里地区樹林維持管理計画」を策定します！



あいの里地区は、1970年代後半より宅地や道路や街路樹、公園などが計画的に整備され、緑豊かな住宅地になっています。しかし、これまで計画的な間伐等を行わなかったため、樹木の過密化、枯損木や危険木の増加、宅地への枝の越境等、様々な問題が生じてきています。

札幌市では、これらの課題を解消し、緑豊かなあいの里地区の環境を将来に引き継ぐため、今年度、地域のみなさんにも協力して頂きながら「あいの里地区樹林維持管理計画」を策定することとしました。

計画策定までのスケジュール



※計画策定にあたっては、札幌市と「あいの里の樹木検討委員会」が協働で検討を進めていきます。
※あいの里の樹木検討委員会とは「拓北・あいの里連合町内会まちづくり委員会・拡大あいの里部会」の中に位置づけられており、町内会長や商工振興会、樹木に詳しい地域にお住いの方などを中心に設立された委員会です。

「あいの里地区樹林維持管理計画」の方針(案)についてご意見をお寄せください

（切り取り線）

料金受取人払郵便
34

差出有効期限
平成30年2月28日まで
(切手不要)

郵便はがき

002-8790 116

（受取人）
札幌市北区太平12条2丁目1-7
維持管理課 公園緑化係 行
(札幌市北区土木センター)

【ハガキ】ご記入後、チラシより切り離して締切日までにポストへ投函してください。 ※切手不要

【電子メール】下記アドレス宛に住所、氏名をご記入の上お送りください。

✉ メールアドレス
ki.doboku@city.sapporo.jp
締め切り日 1月31日(水)

■お問い合わせ先
札幌市北区土木部 維持管理課 公園緑化係
TEL：011-771-4211
(担当：土田、長倉)

SAPPORO
さっぽろ市
02-002-17-1371
29-2-918

「あいの里地区樹林維持管理計画」の方針(案)に関するご意見
このはがきをご記入後、チラシより切り離してポストへ投函してください。
締め切り 1月31日(水)

あなたのことを教えてください。

●お住まい
●お名前

◇裏面に続く

「あいの里地区樹林維持管理計画」の方針(案)ができました！

あいの里の樹木検討委員会と北区土木部による樹林の調査結果、及びあいの里グリーンレター2号（10月発行）に寄せられたご意見を基に作成した、樹林維持管理計画の方針(案)をご報告いたします。詳しくは中面をご覧ください。

あいの里地区 トピックス

「あいの里西公園」でボランティア作業が行われました！

あいの里の樹木検討委員会において、「あいの里西公園」は、多くの子どもが利用する公園で、児童の通学路の一部でもあることから、樹木が混み合い、見通しを悪くしている樹木への対策が必要とされてきました。

そこで9月25日、同委員会を中心に連合町内会の方々と北区土木部の約40名が参加し、混み合っで見通しが悪くなっていた公園樹木の“下枝払い”の作業を行いました。

また、老朽化し座面が色あせたベンチには、ヤスリ掛けと、ペンキ塗りも併せて行いました。



約40名が参加したあいの里西公園のボランティア作業



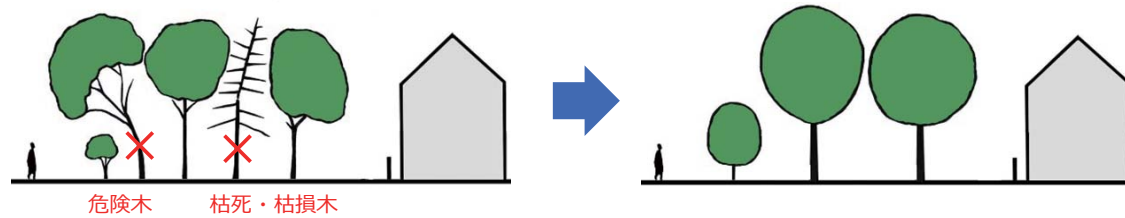
下枝を払って見通しの改善 古くなったベンチのペンキ塗り

「あいの里地区樹林維持管理計画」の方針(案)

～ 地域に愛される健全な樹林を目指して ～

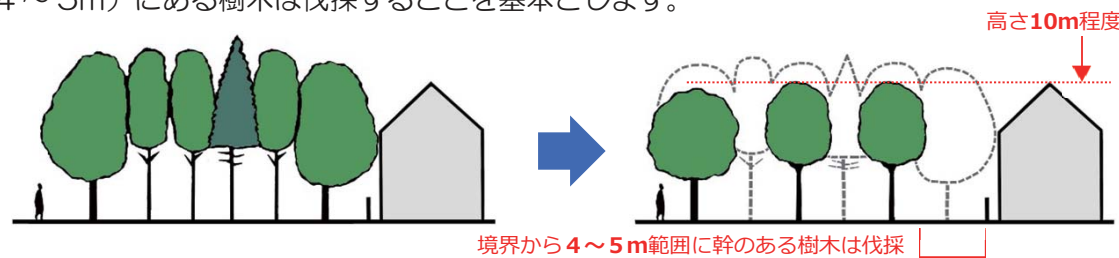
【方針1】危険な木、枯れた木は伐採します。

倒木などの事故につながる危険な木や、そのままにしておくと倒れる恐れのある枯れた木、枯損木（傷んだり、病気になった木）については、これまでと同様に適宜伐採を行います。



【方針2】混み合った樹林は密度を下げ、樹木の高さを抑えます。

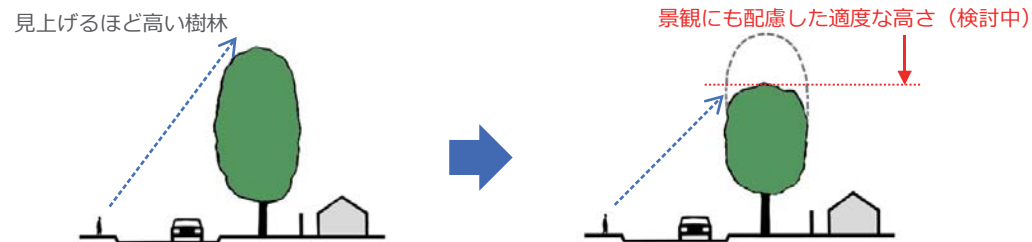
樹木が混み合うと光が不足し、細く弱い樹林になります。また、見通しが悪いことも問題となっています。このような樹林は、樹木の健全な生育を促すため、適度に太陽光が入るよう間引きを行うと同時に、近くの住宅への日光の遮断や落ち葉の影響を抑えるため、高さを約10m程度に抑えます。また、樹木の枝が近隣の住宅地に越境している場合、樹木の枝が広がる範囲（樹種によって幹の中心より4～5m）にある樹木は伐採することを基本とします。



【方針3】場所や状況に応じた樹林の維持管理を行います。

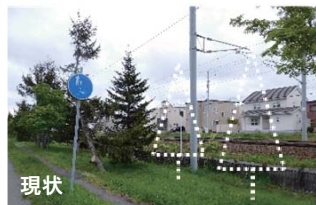
①大きくなり過ぎたヤチダモの樹林の高さを抑えます。(茨戸福移通など)

茨戸福移通などに見られる大きな樹林は、あいの里地区が農地だった頃の防風林（ヤチダモ）のなごりで、近年では日光や視界を遮る等の問題が生じています。そこで、地域の歴史を残すこの樹林については、景観とのバランスにも配慮をしながら、上の部分の高さを抑える管理や、一部混み合っている所の間引きを行うことも検討します。



②まばらになった樹林の補植をします。(JR沿いなど)

JR沿いの樹林などは、防風や住宅地への防音を目的に植えられましたが、場所によって部分的に抜けた樹林になっています。そこで、防風・防音効果を維持するため、抜けている樹木の補植を行います。



詳しくは3月の報告会で

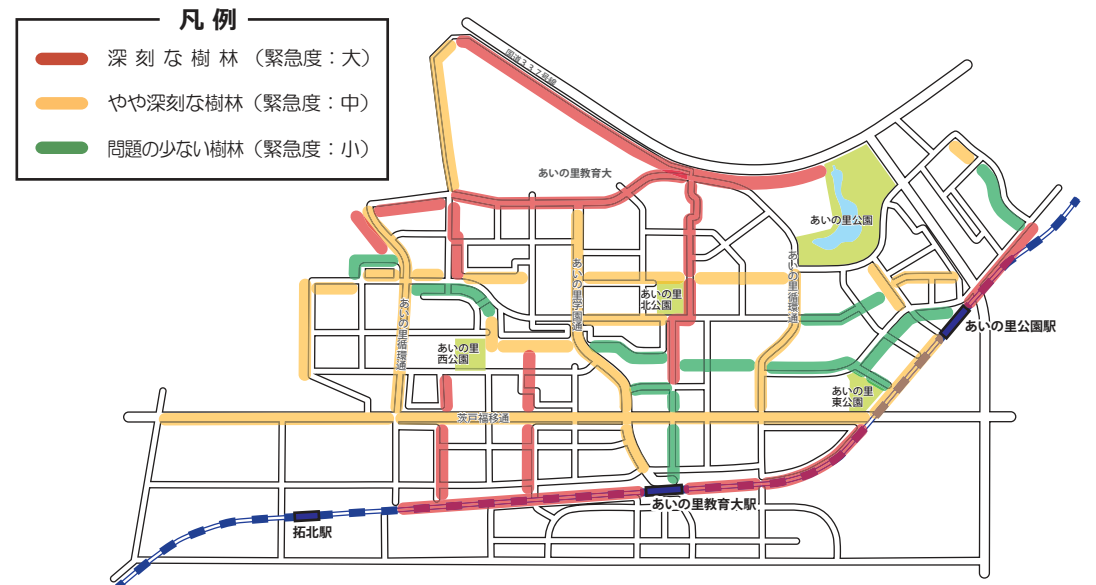
具体的な樹林の維持管理計画については、今回のグリーンレター3号を通じて皆さんからのご意見・ご感想をうかがった上で、平成30年3月に開催する報告会で公表する予定です。

なお、報告会の日時については、回覧板でお知らせいたします。

【方針4】樹林の状況から段階的に維持管理を行います。

これまで行ってきました「あいの里の樹木検討委員会」や樹木医等の専門家の調査、そして地域の皆さんから寄せられた多くのご意見を参考に、樹林の維持管理に向けた対策の優先度を下図のように想定しました。

なお、【方針1】で述べた「危険な木」や「枯れた木」については、必要に応じて適宜対応していきます。



※上記の優先度については、今後の検討によって変わる可能性があります。

それぞれの方針については、あいの里の樹木検討委員会と地域の皆さんのご意見を基に、適宜見直しを行いながら対応していきます。

◇表面にもご記入をお願いします。

「あいの里地区樹林維持管理計画」の方針(案)に関するご意見

「あいの里地区樹林維持管理計画」方針(案)についてご意見のある方は、ご自由にお書きください。

◇協力ありがとうございました！